

外国公務員贈賄罪の 法人に対する適用管轄（国外犯処罰） の在り方について

2022年 9 月

経済産業省知的財産政策室

第2回WGで取り扱う論点について

1. 自然人に対する制裁の在り方

2. 法人に対する制裁の在り方

3. 公訴時効の在り方

4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方

4-1. 不正競争防止法及び刑法（関連部分）

不正競争防止法

（罰則）

第二十一条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

七 第十六条、第十七条又は第十八条第一項の規定に違反した者

8 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

刑法

（国内犯）

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

2 （略）

（すべての者の国外犯）

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一～八 （略）

保護主義

（国民の国外犯）

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

一～十七 （略）

属人主義

（条約による国外犯）

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

世界主義

（他の法令の罪に対する適用）

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

4－2．OECD外国公務員贈賄防止条約の関連する条文等

外国公務員贈賄防止条約

第二条 法人の責任

締約国は、自国の法的原則に従って、外国公務員に対する贈賄について法人の責任を確立するために必要な措置をとる。

第四条 裁判権

1. 締約国は、自国の領域内において外国公務員に対する贈賄の全部又は一部が行われた場合においてこの犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。
2. 国外において自国の国民によって行われた犯罪について裁判権を設定している締約国は、そのような裁判権の設定に関する原則と同一の原則により、外国公務員に対する贈賄についても、国外において自国の国民によって行われた場合において自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

注釈（仮訳）

25. 属地主義による裁判権は広く解されるべきであり、贈賄行為の広範囲な物理的な結び付きは要求されない。
26. 属人主義による裁判権は、各締結国の法制における一般的な原則と条件にしたがって設定される。これらの原則は、例えば双罰性の問題に表れる。しかし、たとえ異なった刑事法規によるものであっても、当該行為が行為地において違法であれば、双罰性の要求は満たされているとみなされるべきである。特定の犯罪類型に限り属人主義を適用している国については、（第四条の）2で言及されている「原則」には、属人主義を適用する犯罪類型を選択する際の基準となる原則が含まれる。

4－3．法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～背景①～

<第1期対日審査～第3期対日審査フォローアップ>

- 2002年：第1期対日審査

日本は、国籍に基づく管轄権（条約4条2項）を確立していないことを指摘

- 2004年不競法改正

属人主義の導入（不競法21条8項「…刑法第3条（明治四十年法律第四十五号）の例に従う。」）

- 2005年：第2期対日審査～2007年：第2期対日審査フォローアップ

自然人に対して国籍に基づく管轄権（属人主義）は導入されたが、当該規定が法人に適用されるのか否かは明示されていないことを指摘。法人に対する国籍に基づく管轄権の適用の可否がフォローアップ事項とされた。

- 2011年：第3期対日審査

法人が国籍に基づく管轄権の規定（属人主義）の適用を受けるのか、再度フォローアップすることを勧告

- 2014年：第3期対日審査フォローアップ

日本側より、**法人は、当該法人の日本人従業員が海外で外国公務員贈賄を行った場合**、国籍に基づく管轄権の規定に従って処罰され得ることを回答

4-4. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～背景②～

＜第4期対日審査＞

＜OECD贈賄作業部会の問題意識＞

- ・ 第3期審査において、法人が外国公務員贈賄罪の国籍に基づく管轄に関する規定の適用を受けるかどうかをフォローアップすることを決定したところ、作業部会は、日本がこの勧告を部分的にしか実施していないことを明らかにした。
- ・ 日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄に対し、日本企業を起訴する管轄権を有していない。
- ・ 贈賄がすべて海外で行われた場合、少なくとも1人の参加者が日本人である場合にのみ、法人に対する管轄権が確立されることを懸念しており、これは、日本の条約実施における大きな抜け穴である。

[第4期対日審査報告書 P73-P74]

＜勧告（仮訳）＞

14. 法人の法的責任について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

b. 海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。[条約4条2項、2009年勧告 II, III.ii, V]

＜参考：勧告原文＞

14. Regarding corporate liability, the Working Group recommend that Japan:

b. Urgently review its legislation to ensure that Japan has nationality jurisdiction over foreign bribery offences including when bribes by Japanese companies operating abroad are paid by non-Japanese employees. [Article 4(2) of the Convention and 2009 Recommendation II, III.ii. and V.]

当該勧告を契機に、我が国の刑事法制との整合性を踏まえつつ、
法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方について検討する。

4－5. (参考) 管轄権に関する勧告14bと勧告14cの関係について

<勧告原文>

14. Regarding **corporate liability**, the Working Group recommend that Japan:
- b. Urgently review its legislation to ensure that Japan has **nationality jurisdiction** over foreign bribery offences **including when bribes by Japanese companies operating abroad are paid by non-Japanese employees**. [Article 4(2) of the Convention and 2009 Recommendation II, III.ii. and V.]
- c. Ensure that the prosecutors thoroughly explore all jurisdictional bases, **when foreign bribery offences fully take place abroad and are committed by non-Japanese employees of Japanese companies or their foreign subsidiaries nationals**. [Article 4(1) of the Convention]

<勧告仮訳>

14. **法人の法的責任**について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。
- b. **海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め**、日本が外国公務員贈賄罪に対する**国籍に基づく管轄権**を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。[条約4条2項、2009年勧告 II, III.ii, V]
- c. **外国公務員贈賄が完全に海外で行われ、かつ日本企業又はその海外子会社の日本人以外の従業員によって行われた場合において**、検察官があらゆる管轄権の根拠を徹底的に検討することを確保すること。[条約4条1項]

<第4期対日審査報告書(仮訳)>

- b. 国籍に基づく管轄権の適用
254. 第3期において、作業部会は、法人が外国公務員贈賄罪の国籍に基づく管轄に関する規定の適用を受けるかどうかをフォローアップすることを決定した……。作業部会は、日本がこの勧告を部分的にしか実施していないことを明らかにした。【⇒勧告14b】
255. …国籍に基づく管轄権は、関連する自然人に対する管轄権が確立され得る場合、法人に代理的に適用される。…従って、日本は、日本国外で日本人ではない従業員やエージェントにより行われた贈賄について、日本企業を起訴する管轄権を有していない。このような場合、日本本社の従業員または国外の日本人従業員との間で贈賄罪の共謀を証明できた場合には、日本は管轄権を確立することができる。【⇒勧告14b】
256. (略)
257. しかし、法人に対する国籍に基づく管轄権の確立の難しさは、少なくとも2つの外国公務員贈賄事件で明らかに顕在化している。…日本の法執行機関は、在外日本人の関与がない場合に、親会社の従業員が日本から犯罪に共謀または参加したかどうかを確認するための独自の調査措置を講じなかった。その結果、日本は、その犯罪に対する領域に基づく管轄権を有しているかどうかを十分に検討しなかった。【⇒勧告14c】

注釈

- 主任審査国は、日本国内で自然人が犯罪に参加した場合、または、贈賄がすべて海外で行われた場合、少なくとも1人の参加者が日本人である場合にのみ、海外で行われた贈賄について法人に対する管轄権が確立されることを懸念している。これは、日本の条約実施における大きな抜け穴である。【⇒勧告14b】
- 主任審査国は、**海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法律を見直す**よう勧告する。【⇒勧告14b】
- 法改正と並行して、主任審査国は、**外国公務員贈賄罪が完全に海外で行われ、かつ日本企業またはその海外子会社の日本人以外の従業員によって行われる場合、検察がすべての管轄権の根拠を徹底的に調査すること**を日本に確保するよう勧告する。【⇒勧告14c】

➡ **勧告14b**が**法制の見直しに関する勧告**である一方、**勧告14c**は**法執行の強化に関する勧告**

4－6．法人処罰の適用事案

- 日本法人が罰せられたのは2件。いずれも日本本社の社長や従業員らが関与している事案。
(令和4年5月時点)

(出典)「外国公務員贈賄防止指針(令和3年5月改訂版)」を基に作成

	事件名	判決日	利益供与(約束)額	制裁等
1	ベトナム公務員に対する不正利益供与	2009/1 2009/3	60万米ドル(約7,980万円)、20万米ドル(約2,660万円) ※1ドルあたり133円換算とする。	被告人4名に対し、 日本に本店を置く株式会社の元社長 に懲役2年6月、 元取締役 に懲役2年、元ハノイ事務所長に懲役1年6月、 元常務 に懲役1年8月(それぞれ執行猶予3年)、 被告会社に7,000万円の罰金
2	インドネシア、ベトナム及びウズベキスタンにおける日本の円借款事業を巡る不正利益供与	2015/2	越：約7,000万円 尼：2,000万円相当 ウズベキスタン：5,477万円相当	被告人3名に対し、 日本に本店を置く株式会社の元社長 に懲役2年(執行猶予3年)、 元国際部長 に懲役3年(執行猶予4年)、 元経理担当取締役 に懲役2年6月(執行猶予3年)、 被告会社に9,000万円の罰金

4－7．法人に対する適用管轄（国外犯処罰）に関する現行制度

＜現行制度＞

- ・ 外国公務員贈賄罪は、日本国内において罪を犯した全ての者に適用される「属地主義」、自国民が犯した犯罪については、日本国外であっても日本の法規を適用する「属人主義」を採用。
- ・ 加えて、法人両罰規定により、贈賄の行為者自身に加えて、その法人に対しても罰金刑が科せられ得る。

属地主義

刑法

第八条 この編の規定は、他の法令の罪についても、適用する。ただし、その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

属人主義

不正競争防止法

第二十一条 8 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

刑法

第三条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

法人両罰

不正競争防止法

第二十二条 （1）法人の代表者又は**法人**若しくは人の代理人、使用人その他の**従業者が、その法人又は人の業務に関し、**次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

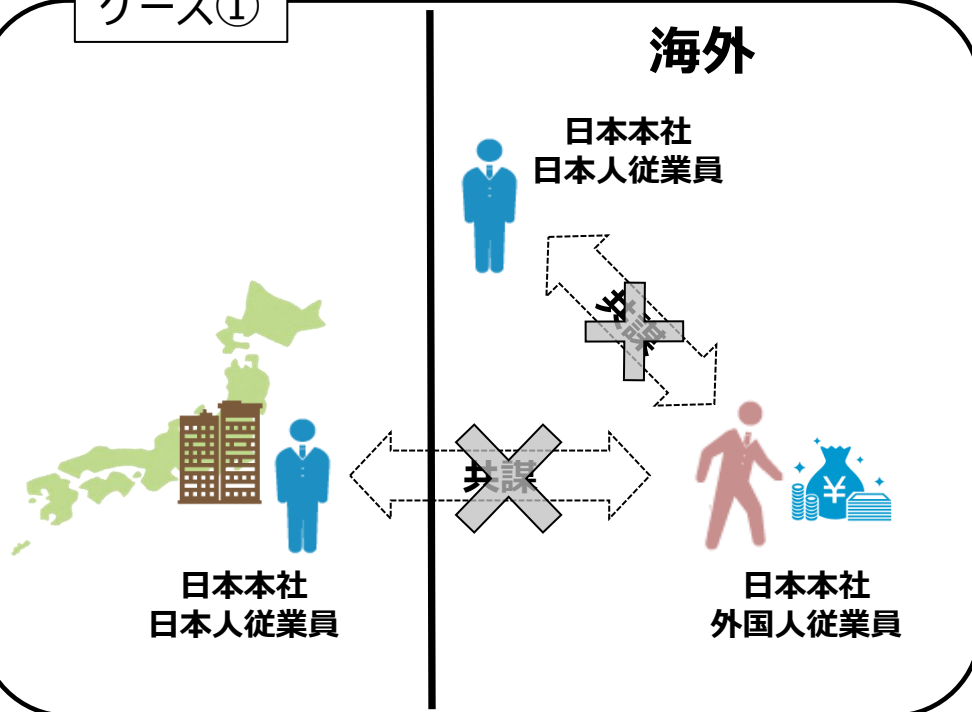
三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

4－8．現行法における両罰規定の適用

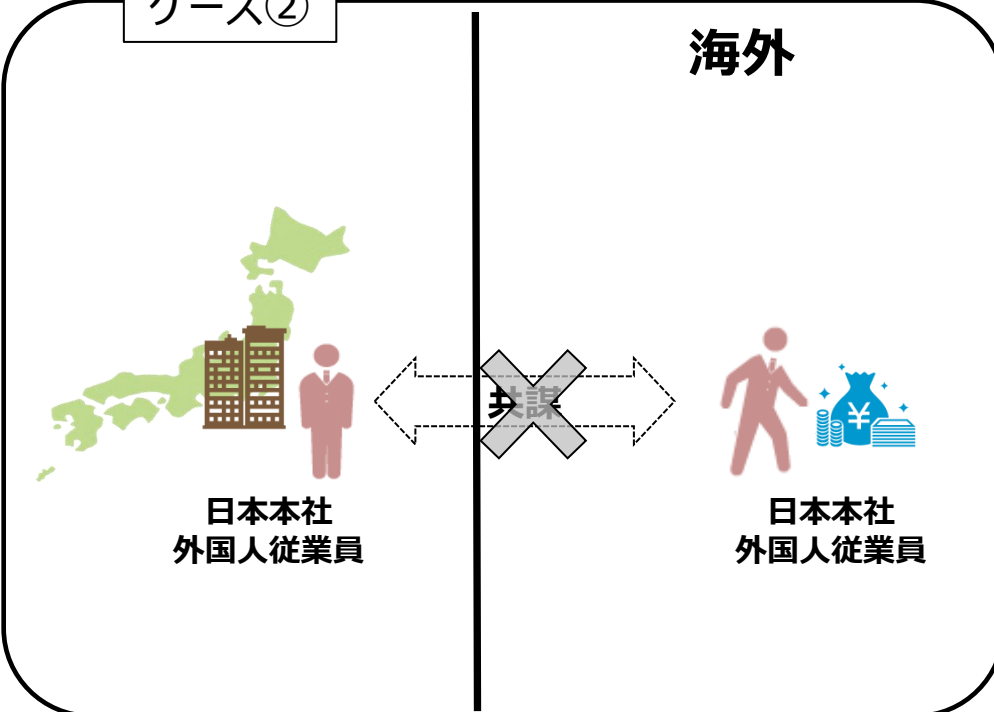
- 日本国内において日本本社の従業員が贈賄を行った場合について、従業員の国籍によらず、両罰規定により日本本社も処罰され得る。
- 日本本社の日本人従業員が海外で贈賄を行った場合について、両罰規定により日本本社も処罰され得る。

日本本社の外国人従業員が海外で贈賄を行った場合、同社の日本人従業員との共謀や、日本人でなくても日本に所在する同社従業員との共謀が認められない限り、同社を処罰できないのではないかと（OECDの問題意識）。

ケース①



ケース②

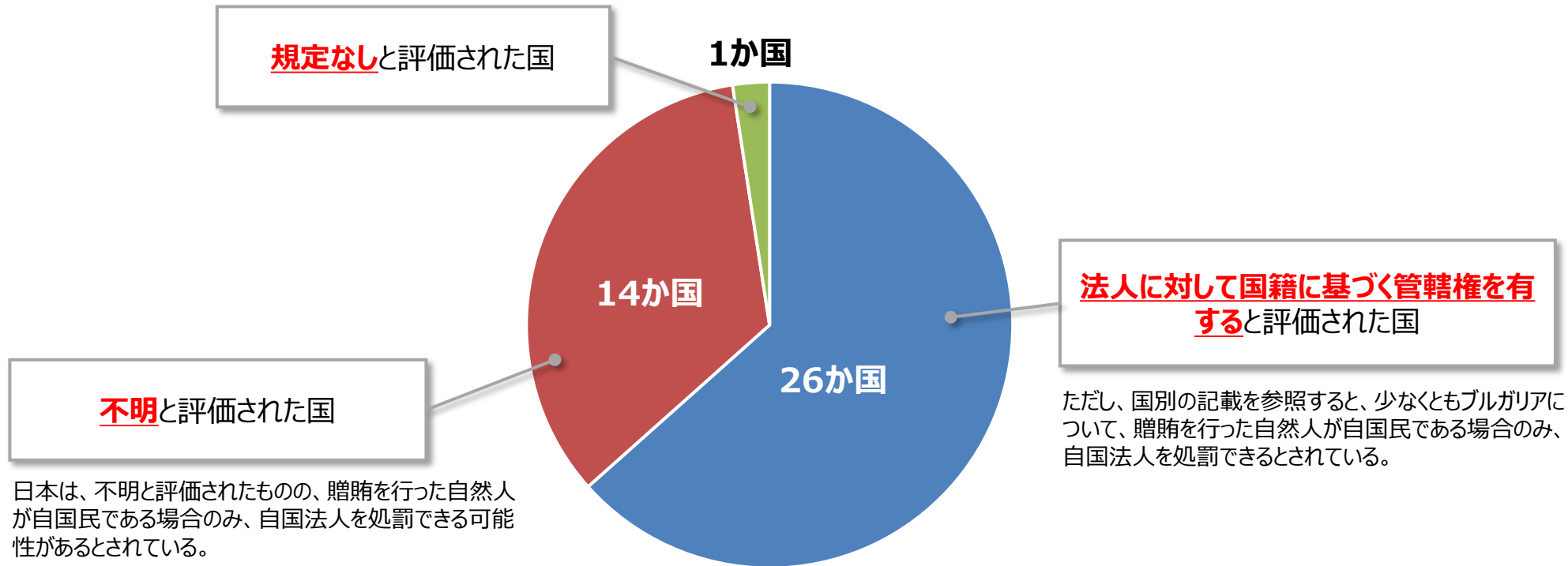


4－9．（参考）法人に対する適用管轄（国外犯処罰）～諸外国制度～

- OECDは2016年に、贈賄行為の全てが外国で行われた場合について、41か国中26か国で、自国の法人を処罰し得ると評価※。

※ OECD (2016), The Liability of Legal Persons for Foreign Bribery: A Stocktaking Report, Table 11 (p.114-p.123)

<贈賄行為の全てが外国で行われた場合の自国の法人の処罰について>



4－10．他法令における自然人に対する管轄について

		不正競争防止法		刑法			会社法		不正アクセス 禁止法	航空機の強 取等の処罰 に関する法律
対象行為		外国公務 員贈賄罪	営業秘密 侵害罪	贈賄罪	通貨偽造、 有価証券 偽造、内 乱、外患 誘致等	4条の2	取締役等の 特別背任罪	取締役等の贈 収賄罪	不正アクセス 行為、他人の 識別符号を不 正に取得する 行為等	航空機の強 取、航空機の 運航阻害
場所的 適用 範囲	自然人	属人主義	※1	属人主義	保護主義	世界主義	保護主義※2	保護主義※2,3	世界主義※4	世界主義※5

- ※1 「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。」
- ※2 「日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。」
- ※3 「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。」
- ※4 「刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。」
- ※5 「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。」とあるが、世界主義に基づくものとされる（下記出典を参照）。

世界主義（刑法 第四条の二）

交通、通信手段の発達によって犯罪が国際化するとともに、国際社会が共通に重大な犯罪と認めてそれぞれが処罰の必要性を認める犯罪については、いずれの国においても処罰を可能とし、犯人のアサイラム（避難場所）を失わせることが重要である。このような犯罪については、刑法の場所的適用範囲の面から、何人がどのような地域で犯したかを問わず、自国の処罰規定を適用することとするのが世界主義である。

保護主義（刑法 第二条）

保護主義も、世界主義と同様、何人によって行われたかを問わず、領域外の行為について自国の刑罰法規を適用するものであるが、その趣旨は自国の重大な利益を侵害する行為についてこれを保護することにある。刑法 2 条の規定がこれである。

4-11. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～論点～

- 「外国公務員贈賄防止に関する研究会」では、外国人従業員に対する管轄権について、以下のような慎重意見があった。
 - ✓ 外国公務員贈賄が問題となる案件で、およそ日本人が関わらない事案というのは想定しがたく、管轄権を拡充する必要性は認められないのではないかと。拡充するとしても、無条件で全ての人の国外犯処罰をするのではなく、日本企業の従業員に限ることが前提となるのではないかと。
 - ✓ 保護主義による拡充については、日本の利益が害されるということでもなく、日本に危害がないことから、難しいのではないかと。
 - ✓ 世界主義（条約による国外犯処罰）による拡充については、OECD条約第4条では、「国内犯処罰」及び「自国民による国外犯処罰」を求めるにとどまっており、その拡充には条約の改正がなければ難しいのではないかと。
- 確かに、現行法でも、日本人従業員との間や日本人でなくても日本国内に所在する従業員と海外の外国人従業員との間で共謀関係が認められれば、両罰規定により当該法人を処罰し得るものの、
 - ① 第4期対日審査報告書では、贈賄がすべて海外で行われた場合、少なくとも1人の参加者が日本人又は日本国内に所在する者である場合にのみ、法人に対する管轄権が確立されることが、日本の条約実施における大きな抜け穴である旨が指摘されていること
 - ② 我が国のその他の犯罪においても、国籍によらず国外犯を処罰する規律が設けられていることから、下記の今次勧告を踏まえ、日本法人の外国人従業員が海外で単独で贈賄した場合においても日本法人に対する適用管轄を確立するようなアプローチを検討してはどうか。

14. **法人の法的責任**について、WG Bは日本に対して以下を勧告する。

b. 海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合を含め、日本が外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するため、日本が早急に法制を見直すこと。[条約4条2項、2009年勧告II, III.ii, V]

4-12. 法人に対する適用管轄（国外犯処罰）の在り方～アプローチ～

- 両罰規定を前提とした場合には、外国人従業員の単独犯を処罰し得る規律を創設し、法人に対する適用管轄を拡大する方法が考えられるが、例えば、以下の①、②のアプローチを採用可能か。
 - ① 世界主義や保護主義を新たに導入して外国公務員贈賄罪の場所的適用範囲を拡充し、法人に対する適用管轄を拡大
 - ② 不競法の営業秘密侵害罪の国外犯処罰を参考に、「●条の罪は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者であって、その法人の業務に関し、日本国外において罪を犯した日本国民以外の者にも適用する」などといった規定を創設し、法人に対する適用管轄を拡大

① 世界主義や保護主義を理由に外国公務員贈賄罪の場所的適用範囲を拡充

不正競争防止法

第二十一条

8 第二項第七号（第十八条第一項に係る部分に限る。）の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条の例に従う。

刑法

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であって条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

② 日本で事業を行う者の従業者（外国人含む）を処罰する規律を新たに創設し、法人に対する管轄権を拡大

不正競争防止法

第二十一条

6 第一項各号（第九号を除く。）、第三項第一号若しくは第二号又は第四項（第一項第九号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。